

総務福祉常任委員会事務調査報告書

令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和6年11月12日

美幌町議会総務福祉常任委員会

委員長 松 浦 和 浩

美幌町議会議長 戸 澤 義 典 様

記

1 事 件 名

民生福祉行政について
地域振興について

2 調 査 の 経 過

委員会開催日

令和5年 5月11日、 5月30日、 6月13日、 6月27日、
7月11日、 7月25日、 8月 8日、 8月22日、
9月25日、11月21日、12月19日
令和6年 1月 9日、 1月22日、 2月13日、 2月28日、
3月26日、 4月 9日、 4月23日、 5月14日、
5月28日、 6月10日、 6月25日、 7月 8日、
7月23日、 8月13日、 8月27日、 9月17日、
9月24日、10月 9日、10月22日、10月29日、
11月12日

町 外 調 査

令和5年10月10日～12日 芽室町、東川町

令和6年 5月19日～23日 鳥取県伯耆町、岡山県美咲町、岡山県総社市、
岡山県和気町

3 調 査 の 結 果

日本の人口は減少を続け、将来的に1億人を切ると推測される。高齢化現象が進んでおり、このままいくと高齢化率40%を超える超高齢社会になることは避けて通れない状況にある。このことは、国を挙げて対処しなければならない問題であるが、美幌町においてもいち早くできることから対策を講じる必要がある。

少子高齢化社会が進む中、重要な政策として位置づけられる福祉分野において美幌町

でのさらなる取組が必要と思われる。子育て支援、子ども発達支援、障がい者雇用、認知症対策及び介護人材確保などの福祉政策の推進、また人口減少対策としての移住定住施策の推進など、それぞれの先進地視察を行い委員会として意見の集約をみたので、ここに報告する。

(1) 子育て支援について

芽室町では、子どもを町全体で育む「子どもにやさしいまち」を特に強調し、まちづくりを進めていくものとして将来像を定め、「子育て支援課」を設置している。

すべての子どもが健やかに育つために、すべての子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせることを願い「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定しており、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を掲げている。条文を携帯しやすい名刺サイズで作成して配布するなど、子ども重視のまちづくりを進めている。

子どもの居場所づくり推進事業である「風の子めむろ」は、平成30年1月から開始し、多様な子どもが集える居場所を設け、学習支援、食事の提供、日常の遊びなどを通じ、児童をめぐる貧困や様々な困難を発見し、必要な機関・制度へと繋げ、問題の早期発見に向けて取り組んでいる。年間800人を超える利用者がおり、必要に応じて保護者の相談支援も実施している。

子育てサポートファイル「めむたち」は、家庭と地域が健康でのびのびと育つお子さんを守り、支えていくことを目的に作成しており、さまざまな情報を保護者や関係者が記載することでその子だけの「めむたち」が作成されている。

「ファミリー・サポート・センター」は、子育てのお手伝いを受けたい方と子育てをお手伝いしたい方との橋渡しする役割を担い、保育所や習い事などの送迎、子どもの預かり、産前産後の家事の手伝いなど、依頼者の子育てを援助者がサポートしている。

岡山県美咲町では、町長が考案したキャッチフレーズ「こどもの笑顔はみんなの幸せ」を掲げ「こどもの笑顔があふれるまちは、高齢者や障がいがある方をはじめ、みんなにやさしく、幸せになれるまちという意味です。こどもの笑顔は美咲の未来を示しています」との方針のもと、まちづくりに取り組んでいる。

子ども育成全般のワンストップ窓口として「こども笑顔課」を創設し、令和6年4月からはさらに保健師を増員して、ひとり親家庭の貸付相談、虐待相談などを気軽に問い合わせができる環境を整え、担当課への適切な取り次ぎができるようになっている。

子育て支援プランとして44項目の支援制度があり、

- ①母子手帳交付日から1年間無料とする「^{こうふく}黄福タクシー」の利用助成（過疎対策事業（ソフト）基金を活用）
 - ②3人目以降の子が義務教育を修了するまで水道料月額基本料金（約1,650円）の助成（地方債を活用）
 - ③ふるさと納税制度を利用した美咲町の子どもの成長を願う保育園や学校の設備などを支援する応援寄付金制度の創設
- などの特色ある取組を行っている。

岡山県和気町では、「財源の許す限り子育て世代に財源を充てていく」との方針のもと、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を併せ持つ「子ども・家庭・地域の子育ての総合支援窓口」として令和5年4月に「こどもまんなか支援室」を創設し、社会福祉士1名、保健師1名、事務職2名を配置している。妊娠から出産、就学の多岐にわたる手続き・支援をワンストップでサポートして、誰ひとりとりこぼさず抜け落ちることなく支援するとともに、相談者が利用しやすいように役場庁舎の1室を改修し相談室を設置している。

主な子育て支援としては、

- ①出産祝い金として、第1子10万円、第2子20万円、第3子以上30万円（年間890万円）
- ②おむつ購入サポート事業として、0歳から2歳までを対象とし、自宅保育は1日5枚、子ども園では無制限におむつを支給（年間297万5,000円）
- ③子育て短期支援事業として、虐待された子どもの一時避難、子育てに疲れた親を子どもと離して一時利用を開始（年間26万8,000円）
- ④日常生活用品買物支援事業として、未就学児童の属する世帯への配送手数料無料宅配サービス（年間264万円）
- ⑤タクシー利用助成事業として、母子手帳交付時から出産1年後までの妊産婦を対象に町指定タクシー利用で月額2,500円まで助成（年間1,570万円）
- ⑥令和6年5月にこどもまんなかサポーター宣言を行い、親子訪問事業として町内会ごとに愛育委員・栄養委員を配置して町内企業からのプレゼントを携えて自宅を訪問することで、親子と顔見知りとなって育児の孤独化を防ぐ「親子×子育て活動」の実施
- ⑦令和3年に和気町子ども広場を設置し、0歳から未就学児までが遊べる遊び場を運営するとともに、妊娠期から出産後まで安心して子どもと過ごすことができる子育て支援センターを併設（総事業費3,900万円で2分の1国費補助）
- ⑧スマートフォンを利用して子育てや親子関係に悩んだときに相談できる「親子のための相談ライン」や妊娠から出産、子育てまでをサポートする「母子モ」の活用などの取組を行っている。

視察先においては「こども笑顔課」「こどもまんなか支援室」「子育て支援課」などの課を創設し、それぞれに専門職を配置し支援制度を推進している。

子どもに関する申請、相談は多岐にわたることから、美幌町においても専門の課を創設し、保健師、社会福祉士などの専門職を配置すべきである。また、美咲町ふるさとの学校等応援寄付金を参考に、ふるさと納税制度を活用した美幌町の子育て支援策の充実にも取り組むべきである。

（2）子ども発達支援について

芽室町では、第1期芽室町発達支援計画（平成20～24年度）において早期発見から幼児期・学齢期の支援について重点的に整理し、第2期芽室町発達支援計画（平成25～30年度）において後期中等教育への相談支援から就労に向けた支援を重点的

に進めてきた。令和２年からは子育て関連計画である保育基本計画、放課後こどもプランを統合し、第２期芽室町子ども・子育て支援事業計画としてスタートした。

芽室町発達支援センター「ちいむ」では、臨床心理士を配置して、児童発達支援（就学前）、放課後等デイサービス（学齢児）、保育所等訪問支援（高校卒業まで）のサービスを提供している。

主な療育内容としては、

- ①保護者の同意を得た上で、お子さんが通っている保育所、幼稚園、学校などの所属機関と情報交換や支援方法の検討
- ②個別に支援計画を作成
- ③療育は個別またはグループどちらかお子さんにあった形態を利用
- ④発達検査、相談などを通してお子さんへのかかわり方を保護者、家族の方と一緒に考え、お子さんに対する理解が深まるような支援などとなっている。

発達支援センターの利用状況は、令和４年度においては在籍児童数８０人、児童発達支援施設利用延べ人数７０５人、放課後等デイサービス利用延べ人数８４６人と利用者は多い。

支援体制の確立を目指して、先輩保護者の立場から現保護者をサポートしアドバイスなどを受けることができる「ペアレントメンター」を活用し、令和５年９月末現在１７名が在籍している。また、地域コーディネーターとして保健領域１名（子育て支援課）、教育領域１名（学校教育課）を配置し、

- ①保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関、または外部機関の協力を仰ぐ「横の連携」による支援の一貫性の提供
- ②就学前から学齢期、就労に至るまで、ライフステージをまたぐ「縦の連携」による支援の継続性の提供

など「つなぎ」を特徴とした取組を行っている。

保護者の不安の一つとして我が子の将来の自立があることから、就労に向けた支援として「芽室町就労体験支援事業」「芽室町職場実習支援事業」を実施している。仕事の体験を希望する障がいのある方に対して、仕事を体験することによって就労への意欲を高めたり、一般企業への雇用に係る支援やひきこもり支援部会を創設した中で進学・就労できずにいる在宅者や離職転職を繰り返し在宅になっている方を支援している。（各事業共に年７名から１０名程度が利用）

専門職として臨床心理士・保育士・社会福祉士の資格者の確保に努めて成果を上げていることから、美幌町においても専門職の確保を急ぐべきである。特に臨床心理士は十勝管内で配置する自治体が増え、発達支援の取組が充実強化されている。また、保護者の不安を解消するためにも、子育て支援体制を拡充し就労に至るまでの総合的な支援策が必要である。

（３）障がい者雇用について

岡山県総社市では「障がい者千五百人雇用事業」に取り組んでおり、人口は１３年

連続で微増ではあるが転入超過となっている。

「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」を実現するため、総社市では平成 23 年度に「障がい者千人雇用事業」をスタートした。弱者に寄り添い、徹底的に尽くすことで、障がいのある方を千人雇用する目標を掲げ「障がい者千人雇用推進条例」も制定している。障がい者の雇用促進と就労の安定化を深化・推進していくために、官民協働で取り組み、市や事業主の責務、市民の役割といった基本的事項を定めた内容となっている。

「障がい者千人雇用事業」の実現のため、障がい者の就業・生活などに対する支援を実施するとともに障がいのある方と企業などとのマッチングの実働部隊として、社会福祉協議会に委託（委託費約 2,000 万円）し「障がい者千人雇用センター」を設置している。

主な事業内容としては、

- ①就職支援ナビゲーターによる求人開拓や就業相談、職業紹介などの巡回
- ②障がい者の生活相談、健康管理、金銭管理など日常生活に関する相談
- ③就職活動のアドバイス、求人情報提供、職場実習のあっせん、職場定着指導
- ④職業訓練施設・特別支援学校・関係機関との連携調整
- ⑤心理カウンセリングなどの心の相談、医療機関との連携によるアドバイスなどとなっている。

平成 29 年 9 月から新たに「障がい者千五百人雇用事業」として取り組み、令和 6 年 4 月 1 日現在で 1,342 人が就労している。

「障がい者千五百人雇用事業」の目標を実現するため、

- ①福祉面のみならず、雇用面の専門性も必要不可欠であり、福祉から就労へのきめ細かい支援をするため、ハローワーク事務所に市職員が常駐し雇用対策などの相談窓口を開設
- ②市が主催となり、ハローワークなどとの共催で障がい者向けの就職面接会の実施
- ③市の広報紙の表紙・特集に障がい者雇用の P R など広報活動により障がい者の理解を深めるための啓発
- ④障がい者が働く場所として市役所を有効活用し、カフェを運営するとともに市内飲食店から弁当の委託販売などを実施
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応として、障がい者就労継続支援事業所で 30 万枚を超える大ヒット商品となったマスクの製造などの取組を行っている。

美幌町においても、総社市が雇用目標を掲げている「障がい者千五百人雇用事業」と同様に障がい者雇用政策を進めるべく、まずは障がい者の実態を調査し、現状を把握すべきである。美幌町、ハローワーク、商工会議所、社会福祉協議会、障がい者就労支援団体、障がい者福祉団体、町内中小事業所などの関係機関・団体が障がい者の雇用などについて協議を行い、必要によっては北見地域定住自立圏（1 市 4 町）連携により事業の推進を図るべきと考える。貴重な働き手として就労する個人には必要資金を支援する制度についてもしっかりと取り組むことが必要である。

(4) 認知症対策について

鳥取県伯耆町では、鳥取県の高齢化が全国平均より10年早く進んでいたことから、県主導のもと、日本財団との共同プロジェクトとして平成28年度に鳥取大学、鳥取県、伯耆町が連携し、とっとり方式認知症予防研究開発・普及協議会を設立した。県独自のプログラム開発に伯耆町がモデル事業として協力し、認知症予防プログラムを確立している。

主な内容としては、

- ①運動プログラム（準備運動、有酸素運動・筋力運動、整理体操）
- ②座学プログラム（鳥取大学医学部や鳥取短期大学食物栄養担当と渡部病院理事長などによる認知症、生活習慣病、認知予防、相談・対応など認知予防できる町づくりを学ぶもの）
- ③知的活動プログラム（作業療法士が担当し、個人で行う知的活動（記憶力・貼り絵・計算問題・パズルなど）や団体で行う知的活動（手指ゲーム・お手玉・カード合わせなど）

となっており、認知機能（TDA S）解析結果ではプログラム参加者の認知機能及び身体機能が改善されているとのことであった。

また、伯耆町では認知症予防教室「はつらつ教室」を開設し、平成15年度から実施していたものをとっとり方式の開発後に全面的に見直し、本教室とフォロー教室に分けて実施している。当時は「ボケの人が行く所」から、現在は参加者が元気や活力を取り戻し、集落の行事に自ら参加する教室となっている。

主な内容としては、

- ①本教室は4か月間において、もの忘れに不安のある方、MC I（軽度認知障害）のある方など、令和5年度は延べ117人の参加実績
- ②フォロー教室は12か月、7教室で行い、MC I（軽度認知障害）相当の方など定員1教室25名で行い、令和5年度の参加実績は164回の開催で、延べ1,785人
- ③両教室共にスタッフ・指導者として作業療法士または地域福祉担当、看護師、補助員、ボランティアなどで、社会福祉協議会・大山リハビリテーション病院に委託して運営
- ④送迎はしていないが、自家用車、徒歩、デマンドバスを利用
- ⑤運動指導だけでなく、認知機能の関係する知的活動において、リハビリ職として専門的知識と経験を有する作業療法士を配置
- ⑥タッチパネルによる簡易スクリーニング検査結果でスコアB以上（MC I相当）の方、物忘れ相談でMC I相当の方、「生活機能に関するアンケート」（年1回）により認知機能低下の傾向のある方を広報紙、防災無線、文字放送により参加の呼びかけ
- ⑦教室参加の呼びかけ、教室に出向き教室の運営など指導者へのアドバイス、教室不参加が続く方への個別のアプローチ、認知機能が低下し教室参加が難しくなった方への次のステップのためのフォローなどを担当する認知症地域支援推進員を配置などとなっている。

「はつらつ教室」の成果としては、要介護者認定者数は横ばいで、要支援1・2の方及び居宅介護サービス利用者は年々増加傾向となっているが、施設介護サービス利用

者及び介護給付費が前年と比べ減少している。

さらに、伯耆町ではオレンジカフェほうき（認知症カフェ）を開設し、伯耆町社会福祉協議会を運営団体として、障がい老人を支える家族の会、障がい者支援ボランティアの会を協力団体として開設している。

主な内容としては、

- ①第1火曜日はポップみらい（就労継続支援B型事業所）にて、第3火曜日はみぞぐちテラソ（ワーキングコミュニティスペース）にて開設
- ②町スタッフとして認知症地域支援推進員、保健師を配置
- ③町の支援としてオレンジカフェ運営事業費補助金を活用し（1か月上限1万円）、参加者1回200円程度、令和5年度実績として21回、延べ135人が参加などとなっている。

伯耆町における総体的な認知症対策事業としては、

- ①認知症に対する正しい理解を深める
 - ②認知症や軽度認知障害の早期発見早期対応を行う
 - ③認知症や軽度認知障害と診断された方に安心して地域で暮らし続けられるよう保健指導、進行予防、介護認定など段階に応じてきめ細やかなサポートを行う
- などを目的として、軽度認知障害の早期発見のために専門の検査者を必要としないタッチパネルによる簡易スクリーニング（製薬会社開発「のうknow」）を集団健診時に使用している。

事業を実施した成果としては、

- ①もの忘れ検診は住民にとって心強いサービス
 - ②町内医療機関及び精密検査医療機関との連携の強化
 - ③もの忘れ検診、確定診断へ導くことの必要性
 - ④より若い年齢層へのアプローチの重要性
 - ⑤診断後の丁寧な説明の必要性
 - ⑥社会的交流の大切さ
- などの気づきがあったとされている。

令和7年には65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されている。MC I（軽度認知障害）の状態で見発見できれば、16%から41%の割合で元の健康な状態に回復できると医療関係者は断言している。

美幌町においては約1,200人の方が認知症であり、認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃がさないためにもMC I段階での早期発見、早期対応が喫緊の課題である。美幌町の認知症予防対策は改善の余地があり、伯耆町の調査からきめ細やかな認知症予防プログラムの策定が必要である。現在の町の取組を検証し、専門家を入れた新たなプログラム策定とそれらを推進するための行政、国保病院、地域包括支援センター、社会福祉協議会などのマンパワーの充実と連携を強化するとともに、簡易スクリーニング検査の導入に向けた環境整備に取り組むべきである。

(5) 介護人材確保について

芽室町では、介護人材の確保対策として「学生カイゴチャレンジ事業」に取り組んでいる。介護人材不足の解消と介護職のイメージアップを図るため、町内介護事業所で高校生や専門学校生、短大生、大学生などアルバイトの学生を対象に、施設ごとの時給に100円から200円を上積みして奨励金を支払う「学生カイゴチャレンジ事業」を令和4年度からスタートした。令和5年度は、大学生2人、高校生3人、看護学生1人の計6人が特養、老健、小規模多機能施設にそれぞれ就労している。

主な成果としては、

- ①アルバイトをきっかけに学生が介護を知ることによって進学・就職に繋がる可能性の拡大
- ②従業員が手薄な時間帯のシフトに入ってもらうことで従業員の負担軽減
- ③事業所内に学生がいるだけで雰囲気明るくなり利用者から好評などが挙げられており、就労にもつながっている。

東川町では、町内及び道内市町村で不足している介護職の人材確保を目的に、令和5年5月から地域おこし協力隊制度を活用して定員5名の介護職人材を募集し、令和6年4月から最長3年間東川町地域おこし協力隊員として確保する事業を実施している。北工学園旭川福祉専門学校で資格取得に向けた勉強をして、放課後は地域協力活動としてシニアクラブや子どもの福祉活動に関わりながら、介護福祉士、地域支援専門員などの資格取得（学費全額免除）を目指している。

また、北工学園旭川福祉専門学校に入学し、介護福祉士、保育士などの資格取得を目指す東川町出身高校生及び東川高校生（卒業生を含む）などを対象として、特待生奨学金制度を創設し、町独自の給付型奨学金を交付している。

さらに、東川町が独自に創設した「日本福祉人材育成基金」の趣旨に賛同する企業に対し、企業版ふるさと納税による支援を積極的に求め、給付型奨学金受給者に対して残りの必要な授業料などを町と旭川福祉専門学校が負担し無償化を図っている。

加えて、道内の介護人材不足に対応するため、平成30年に「外国人介護福祉人材育成支援協議会」を設立しており、

- ①会員自治体、北工学園旭川福祉専門学校、東川町立東川日本語学校との共同で介護人材を育成し、地域の施設などで雇用の場を確保
 - ②奨学生を対象に日本語能力を高めるため、日本語教育の無償化支援
 - ③正会員3市20町とその自治体内の社会福祉施設、旭川福祉専門学校で構成され、参加条件としては外国人介護福祉士を5年間採用
 - ④参加負担金は、1自治体につき年間30万円であり、卒業時の準備金、支度金として活用
 - ⑤学費は学生1人につき250万円（授業料、教材費、実証費、寮費、生活費）であり、学費の80%が特別交付税で措置
- など介護人材の確保に取り組んでいる。

介護の現場を知り、働く場の経験をしてもらうための「学生カイゴチャレンジ事業」は介護人材不足解消の取組であり、美幌町においても町内事業所との意見交換やアン

ケート調査をし、その結果に基づいて「学生カイゴチャレンジ事業」を含め新たな取組をすべきである。

さらに、介護人材の確保に向けて「外国人介護福祉人材育成支援協議会」に加盟し、外国人の介護人材確保に早急に取り組むとともに、受け入れに必要な住宅の支援についても空室となっている職員住宅・教員住宅・公営住宅などの活用を検討すべきである。

(6) 移住定住施策について

東川町では「移住定住施策」に取り組み、20年以上にわたって移住者が増え続けている。景観条例の制定をして環境保全と景観形成を進めるため、行政、住民、事業者が連携した美しい風景づくりを推進し、平成17年3月に景観法に基づく景観行政団体となり、「東川風住宅設計指針」として庭の植栽、木材利用、屋根の形・色、外壁の色、塀や囲いの制限、オイルタンクを隠す方法など景観・環境に配慮した東川風住宅を推奨している。

主な移住定住施策としては、

- ①中間管理住宅事業として、空き家の所有者と10年間の賃貸契約を結び、月1万円で借り受け、最大1,500万円をかけてリフォームし、移住希望者に最大2年間、月5万円から7万円で貸し出し、10年後には所有者へ返還
- ②二世帯居住推進事業として、5年以上東川町に居住している者が、親または子と同居近居、もしくは後継者が親との同居近居を目的として、住宅を新築または増改築するとき、床面積78.7㎡以上で事業費の2分の1以内、上限50万円（二世帯住宅は上限100万円）の補助
- ③きた住まいる建設推進事業として、きた住まいるメンバーに登録された業者の施工で北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建専用住宅を建設するとき、床面積78.7㎡以上で事業費の2分の1以内、上限100万円（二世帯住宅は上限200万円）の補助
- ④起業家支援として、起業家が新たに投資し事業を開始する場合に要した土地、家屋、設備の費用など補助対象経費の3分の1以内、上限100万円の補助などの取組を行っている。

美幌町においても、移住定住施策として持ち家の支援は重要であり、新築住宅や二世帯住宅の促進支援及び住宅リフォーム支援や解体支援など、さらなる制度の拡充が必要である。